

# 旧優生保護法問題検証会議

## 第5回検証会議 進行次第

### 1 日時等

日時 2026年3月9日（月）午前10時～

場所 弁護士会館内会議室

### 2 進行次第

- (1) 尾上敬子委員への聞き取り
- (2) 尾上一孝さん（旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告）への聞き取り
- (3) 令和7年度報告書について
- (4) 各分科会からの報告、検証等事項についての議論

## 尾上敬子さん、尾上一孝さんの受けた被害について

愛知弁護士団

### Ⅰ 二人の生い立ち

#### (1) 敬子さん

敬さんは、昭和25年、名古屋市で生まれ、三姉妹の二女として育ちました。

敬さんには、先天性の聴覚障害がありました。両耳全ろうで全く聞こえません。両親や姉妹には聴覚障害はなく、敬さんは家族で唯一のろう者でした。

母親は、敬さんに対し、手話を使わないように厳しく指導し、口話法でコミュニケーションをとっていました。

母親からは筆談もしてもらえませんでした。

そのため、敬さんは、母親と一緒に行動する必要があり、中学になってから、一人で出かけるようになった後も、初めて行くところには母親と一緒に出掛ける必要がありました。

母親に頼って生きていく必要がありました。

敬さんは、3歳から20歳までの17年間、名古屋市内にある愛知県立名古屋聾学校の幼稚部から高等部職業科、専攻科（理容科）まで通学しました。

敬さんは、本当は理容科ではなく、洋裁科に行きたかったものの、母親から、理容なら稼げるからと言われ、理容科に行くことになりました。

聾学校でも当時は、口話主義教育がおこなわれていて、手話を使わないように指導されていました。

キュウサインという、声の振動を確認しながら発語する方法を教えられ、ストローで息を吐く練習、羽を揺らす練習等をし、手話は一切禁止で、手話を使おうとすると手をはたかれていました。

母親はそれに合わせて、敬子さんを指導したのです。

敬子さんは、小学校から、先輩たちが使っている手話を見様見真似で使うようになり、友達とはこっそり手話で話をするようになりましたが、母親の前では、手話を使いませんでした。

また、当時は、バス等で手話を使うと白い目で見られましたので、バス内では会話もせず、黙ってバスに乗っていました。

家庭内でも一切手話はありませんでした。ゆっくり口の形を作ってもらい、それを読み取っていました。

長い文章は難しいため、短く話してもらおうようにはしていましたが、わからない時もそのまま流したことは何度もありました。

筆談はありましたが、あまり使っておらず、ほとんどが口話でしたので、会話がうまくいかず、姉妹で喧嘩になることもありましたが、母親は、姉妹には厳しくないものの、敬子さんにはとても厳しく感じられました。

ある時、敬子さんは母親に、どうしてそんなに厳しくするのかと聞いたところ、母親は姉や妹に迷惑をかけないようにするためだと言いました。

父親は敬子さんに優しくかったものの、あまり会話はありませんでした。

敬子さんは、卒業後は、理容師として働きました。

## (2) 一孝さん

一孝さんは、昭和22年、長崎県で、長男として出生しました。

出生時には、聴覚障害はなかったものの、生後10か月の頃、高熱を出して肺炎にかかった際、鼓膜が破れ、両耳が全く聞こえなくなりました。

一孝さんの家族にも、聴覚障害のある人は居ません。

一孝さんの父親は、筆談と共に、空書でゆっくり会話をし、また、母親は筆談に加え、大きな声を出して話してくれましたので、話の内容は伝わりました。特に母親はとても優しくかったです。

長崎の学校は、自宅から船で1時間以上かかる距離にあったため、小学1年生から高校1年生の1月までの約10年間、寄宿生として学校に在籍しました。

長崎では、口話教育はほとんどなく、手話が認められていました。

ただ、授業で手話は使われず、黒板と教科書、プリントで教える内容を書いてくれていて、一孝さんにとってはつまらない授業でした。

ちなみに手話は、学校や寄宿舎の先輩から習い、生徒同士の会話は手話でして  
ました。

一孝さんは、高校1年の時に、父親の仕事の関係で名古屋に転居し、敬子さんと同  
じ名古屋聾学校の高等部職業科に転入し、敬子さんが高校1年になった時には、同じ  
専攻科(理容科)に3年生として在籍していましたが、卒業前は、挨拶を交わす程度の  
関係でした。

ちなみに、名古屋では口話での授業でしたので、一孝さんは口話がわからず、授業  
にも身が入りませんでした。

ただ、一孝さんは、周りから「ろうは理容を身に付けると役立つ」と言われてきたこ  
ともあり、理容には力を入れて勉強しました。

## 2 二人の出会い

敬子さんは、20歳で専攻科を卒業し、理容業界に就職しました。

一孝さんは、その2年前に専攻科を卒業し、理容業界で働き始めており、2人は同  
業者の会合(ボーリングや忘年会等)で顔見知りになり、昭和49年秋ごろ、交際を始  
めました。

そして、昭和50年1月に結納、3月22日に挙式をし、4月19日に入籍しました。

当時、敬子さんは25歳、一孝さんは28歳でした。

一孝さんが、母親と理容店を経営していましたが、自分ひとりだけでは、別のお客さんが来た時に対応ができないため、理容のできる奥さんを迎えて店をやりたいと思い、敬子さんを見初めたのでした。

一孝さんの母親も、敬子さんや一孝さん夫婦のサポートや、シャンプーなどを手伝っていました。

この店舗は、住居兼店舗で、住居では、敬さんは、一孝さんと、その両親との4人で同居しました。

### 3 子を持つことへの周囲の反対

2人は、具体的に子供のことを話したことはなかったものの、それぞれが、子供が欲しいと思っていました。

敬さんは、子供ができたら、手話で会話をしたり、一緒に買い物に出かけたりしたいと思っており、子供が居たら、歳を取るまで楽しみがあると思っていました。

一孝さんは、子供のころ、寄宿舎で生活した時期があり、寄宿舎で子供たちと遊んだ経験から、将来自分が子供を持ったら、こんな風に遊べるのかなと夢を抱いていました

敬さんが母親に結婚することを伝えると、結婚については反対されなかったものの、子供を作ることには反対されました。「産まれてくる子供の耳が聞こえなかったら、

どうやって育てるのか」「子供に障がいがなくとも親の耳が聞こえなければ、意思疎通は難しい」「他の姉妹に迷惑をかけないように」等と母親から言われ、結納後に、ピルを飲むよう指示され、3か月ほどの間、敬子さんはピルを飲み続けました。

ただ、敬子さんは、ピルを飲んでいることを一孝さんに隠していることが精神的に耐えられなくなり、入籍の頃に、母親に、ピルを飲みたくないと言いました。

すると母親は、「絶対に子どもを産んではだめだ、(不妊)手術をしなさい。私から一孝さんにご両親に説明する」と言いました。

敬子さんは、子供を持つことを希望していたため、不妊手術は受けたくないと思いましたが。

しかし、母親は、手術をしないと今後、あなたの世話は一切しないと言いました。

敬子さんは、聞こえない者は、聞こえる親の言うことをきちんと聞いて従っていくように育てられてきました。

当時、手話通訳も、相談する相手もおらず、自分だけでは判断できないことも多く、母親頼みの生活を送っていた敬子さんは、母親に世話を一切しないとわれ、手術を受けないとは言えなかったのです。

ちなみに、敬子さんは、はっきりとした記憶はないものの、母親が、聾学校の先生からも、「子どもを作ったらだめ」と言われていたのではないかと感じていました。

敬子さんの母親は、一孝さんとその両親に不妊手術の話をしました。

一孝さんの両親も、孫の顔が見たい気持ちがあったようですが、最終的には、一孝さんも両親も、手術に同意をしました。

一孝さんは、同じく子供を希望していたため、不妊手術のことを言われ、強いショックを受けました。

敬子さんの母親から「障がいがある子が生まれたら将来が心配」「障がいがないくても子供を育てることは大変」等と言われ、1か月ほど悩みました。

一孝さんは、両親からとても愛されて育ったので、自分も同じように子供を愛したいと思っていたのです。

ただ、一孝さんは、手術を承諾していないのに、敬子さんの母親から手術を予約した、手術がダメなら離婚して欲しいと言われ、頭を殴られたような衝撃を受けました。

しかしながら、敬子さんは母頼みの生活であり、また、一孝さんにとって妻は、敬子さん一人だという思いがあり、悩んだ結果、一孝さんは、敬子さんとの結婚生活を続けることが一番大事だと思い、やむを得ず、手術に同意しました。

ちなみに、一孝さんの母親は、一孝さんが手術を受けることも検討したものの、近所の人から、「男性は手術をすると身体が弱くなる」と言われていたこともあり、敬子さんが手術を受けることに同意をしました。

#### 4 夫婦の苦悩

敬子さんと一孝さんの間で、不妊手術のことを話し合うことはあまりしませんでした。

当時、ろう者は、聞こえる人（健聴者）である親の言うことには全面的に従わなければならないという社会風潮がありました。

また、ろう者は、学校でも手話を禁止され、社会と直接につながりを持つことが難しく、健聴者の親が、唯一の社会との接点という時代でした。

敬子さんも一孝さんも、敬子さんの母親から強く手術を勧められ、それに逆らうことを考えられず、諦めるしかないという心境になり、2人で話し合うこともままありませんでした。

敬子さんは、子供が産めなくなったことで、一孝さんに申し訳なく思い、離婚を申し出ました。

一孝さんは、子供は居なくても夫婦で助け合って生活していこうと話してくれました。

## 5 不妊手術

不妊手術は、結婚式の2か月後の昭和50年5月頃、行いました。

手術は、一孝さんの母親が近所の人から勧められたクリニックで行うことになりました。

母親は、敬子さんを病院に連れて行き、医師と話をしましたが、母親と医師が話していた内容はわからず、敬子さんは、手術の日にちだけ、聞かされました。

敬子さんは、病院で何らかの書類にサインをした記憶はありません。

手術当日は、敬子さんの母親と一孝さん、一孝さんの両親と一緒に病院に来ました。

敬子さんは、手術の内容を聞いていなかったため不安になり、医師に「卵巣を全部取りますか」と質問しました。

卵巣を取ってしまうと、女性ホルモンが出なくなるなどして、身体に大きな影響が出るのではと心配だったからです。

医師は、卵巣を取るのではなく、ひもで縛るだけだと答えました。

そして敬子さんは手術を受けましたが、ひもで縛るだけとしか言われず、具体的に何をどうされる手術がされたかわからず、「無事に終わった」としか聞かされませんでした。

手術後、敬子さんは、1週間ほど病院に入院していましたが、下腹部がとても痛みましたが、なぜ痛いのかも説明を受けませんでした。

## 6 手術後の生活

敬子さんと一孝さんとの間で、手術のことは話しませんでした。

手術後、半年くらいの間は、喧嘩をすることが増えました。

喧嘩の際、一孝さんが敬子さんを殴ってしまったことがあり、家を出た敬子さんを一孝さんが2度、迎えに行ったこともありました。

その後は、一孝さんは趣味に励むようになり、次第に喧嘩が減っていきました。

その後、尾上さんご夫妻は、子供を持ちたかった思いも、ずっと封印してきました。

一孝さんは、写真が趣味なので、子どもの成長過程を写真に残したかった、子どもに勉強を教えたり、かわいがりたかったという思いを長年抱えてきました。

また、敬子さんも、親族で集まった時などに、姉妹の子供を見るときは、やはり子供が居てうらやましいと思っていましたし、姉や妹の子と、自分の子がいと同じになることを夢に描いていました。

自分の代わりに、子どもが会話の内容を聞いて、自分たち夫婦に内容を教えてくれることも期待していました。

そのような様々な思いから、母親と度々喧嘩になっていました。

敬子さんの妹には子供が3人居ます。

敬子さんが、妹の子を抱っこしようとしたら、妹から「やめて」と言われて、取り上げられたことがあり、とても傷つきました。

また、尾上さんご夫妻は、姉の息子夫婦からも、「子どもを抱っこされすぎることは嫌だから止めて」と言われました。

子どもたちが居ない自分たちに子どもの扱いができないと思ったのかもしれませんが、欲しくてもできなかった敬子さんたちにとっては、とてもやりきれない思いになりました。

また、敬子さんの母親は、妹の子供が独立して実家から巣立って行き、妹夫婦だけになったことについて、敬子さんに「かわいそうだね」と言ったことがあり、その時、敬子さんは、自分には不妊手術をさせておいて、その私にそのような言葉を投げかける母親の態度が、私への差別だと思い、腹が立ちました。

## 7 一時金請求

敬子さんと一孝さんは、テレビや新聞で、優生保護法の裁判をしている方の報道を知りました。

敬子さんたちは、これは自分たちのことだと思いました。

ただ、手術を受けたことは、病院のカルテといった証拠がないと何もできないのかなと思い、手術を受けたクリニックにカルテがないかと確認しましたが、何も残っておらず、諦めるしかないのかと思いました。

しかし、敬子さんの友達が、手話サークルで、愛知県聴覚障害者協会の中嶋さんから、優生手術を受けた人を知らないかと聞かれたという話をした際、敬子さんはその友達に初めて、手術を受けたことを話し、中嶋さんと会って話すことになりました。

中嶋さんからは、当時のカルテがなくても、一時金請求というものができると聞き、一時金を請求することにしたのです。

自分たちが一時金請求をすることで、他の被害者の方も請求しやすくなるのではという思いもありました。

ただ、当初、一孝さんは、47年間封印して、夫婦の間で一切口にしないと約束していた手術のことを、敬子さんが友人に話したことをとても怒りました。

法律のことも、どういった手続が必要なのかも全くわからなかったこと、さらには、過去の嫌な記憶を思い出すのかという気持ちが、怒りの理由になっていました。

ただ、何度も中嶋さんと話して、相談するうちに、手続をすることに前向きになっていったのです。

最初、一時金の320万円という金額を聞いた時、交通事故や医療事故で妊娠ができなくなった人などと比べて、あまりに少ない金額だとも思い、悔し涙が止まりませんでした。

## 8 裁判を決意した経緯

一時金を請求した後、愛知県聴覚障害者協会の中嶋さんからの紹介で、裁判で国の責任を求めている方のお話を聞くことができました。

一孝さんは、持病もあるし、裁判なんて何年かかるかわからない、周りの人からどういわれるかわからない等といった不安から、老後を静かに暮らしたいと、裁判をしようとは思っていませんでした。

ただ、敬子さんは、裁判の原告となっている方のお話を聞き、また、裁判を起こした原告の中には何人も亡くなられていることを知り、自分も声を上げなければ、そして、自分が裁判をすることで、他の人が声を上げて欲しいとの思いから、裁判を起こすことを決意しました。

一孝さんも、最初は敬子さんの決断に苛立ちを覚えていましたが、次第に、妻がやろうとしている裁判は正しい、自分が過去を封印しようとしていたのが間違いだと思うようになりました。

ただ、裁判を起こす時には、氏名や職業は伏せていました。

それは、自分たちへの周りからの誹謗中傷が予想されたことも大きかったですが、親族も巻き込んでしまうことを懸念していたからでした。

ただ、知り合いのろう者の人から「どうして名前が違うの（裁判で使用している仮名のこと）」と言われたり、酷い時には「実名で訴えるなら支援してやる」「本当にあなたたちが被害者なのか」等と言われて、名前を伏せることによる辛い思いをするようになりました。

加えて、敬子さんが長年、怒りを持ち続けた母親も、国政策の差別的政策の被害者なのだと思いき、自分たち夫婦や親族が恥ずべきことは何もない、むしろ、国による間違った差別的政策のために被害を受けたということを正々堂々と訴えたい、他の被害者にも名乗り出て欲しいという思いから、実名を出すことにしました。

敬子さんは、姉に裁判をしていることを伝えられずにいましたが、姉にも裁判をしていることを知ってほしいと思ったのです。

そこで、3月12日の地裁判決の記者会見では、敬子さんと一孝さんは名前を出し、判決に対する喜びを語ることになったのです。

## 9 ご夫婦の思い

敬子さんの思いとして、「人生を返して欲しい」、自分だけでなく、夫、家族も苦しんでおり、苦しまずに済んだはずの人生を返して欲しいという思いが強くあります。

また、裁判途中で亡くなられた原告の方々の分まで、頑張って裁判を闘い抜き、国に謝罪と補償を求めてきました。

ご夫婦は「幸せな当たり前の暮らしがしたかった」だけです。

国に対しては、「差別のない社会」を実現することを強く願われています。

## 議事要旨（第1分科会・第6回）

日時 2026年2月16日（月）16:00～18:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. ヒアリングについて

## (1) 今年度中の出張ヒアリング

① 大阪（2/17）

② 北海道（3/3）

③ 兵庫（3/19）

④ 熊本（3/26～27）

・国立療養所菊池恵楓園の見学を伴うため、第2・第3分科会からも若干名参加者募集

## (2) ヒアリングの説明書・同意書、インタビューガイドについて

## (3) 来年度以降（2026年4月～）のヒアリングについて

・分科会、及び検証会議にて被害者ヒアリングを継続実施で調整

## (4) 医療・福祉・行政関係者について（第2分科会と連携）

## (5) 都道府県優生保護審査会についての調査について（第3分科会と連携）

## 2. 資料調査について

## (1) 自治体向け調査票の書き方について

## (2) 医療機関、福祉施設に対する照会について

## (3) 調査要領文案の作成について

## (4) その他

特定の施設への集中調査についての調整、一時金・補償法申請書関連、収集した資料の分析に関する補助員について

3. 今後のスケジュールなど

次回会議 3月16日(月) 10時~12時 Zoom

以上

## 議事要旨（第2分科会・第4回）

日時 2026年2月17日（火）12:30～14:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・前回調査報告書に関する衆参調査室との質疑応答会を踏まえた、今後の調査検証作業のポイント
- ・旧優生保護法時代の状況を知る福祉関係者、政界関係者等の聞き取り調査の進め方
- ・旧優生保護法別表記載の疾患等や「遺伝性」という用語の当時の解釈

## 2. 今後のスケジュール

次回会議：3月10日（火）10時～12時

以上

## 議事要旨（第3分科会・第3回）

日時 2026年1月26日（月）15:00～17:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】岩井、小山、坂元、佐々木、鈴木、田門、藤井、藤原精吾、三村

【オブザーバー】大橋、齋藤、利光、

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・ 司法・法曹界の対応に関する調査検証
- ・ 国内人権機関に関する従前の議論状況（問題点や到達点等）の調査検証
- ・ 憲法学的観点からの検証
- ・ 旧優生保護法改廃時前後の議論状況の調査検証
- ・ 精神科医療における課題に関する調査検証
- ・ ハンセン病問題調査報告書を参考とする調査検証

## 2 今後のスケジュール

2月17日（火）10:00～12:00 Zoom

3月18日（水）13:00～15:00 Zoom

以上

## 議事要旨（第3分科会・第4回）

日時 2026年2月17日（火）10:00～12:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】池田、岩井、内布、小山、坂元、佐々木、田門、藤井、藤原精吾、三村

【オブザーバー】齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・ 司法界、省庁に対する照会事項
- ・ 都道府県に対する照会事項
- ・ 被害者に対する聞き取り調査、障害者団体への照会事項
- ・ 医療機関、福祉施設に対する調査方法
- ・ 教育分野における調査方法
- ・ 資料保存の方法

2. 今後のスケジュール

次回会議：3月18日（水）13:00～15:00

以上